



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○第四十九回衆議院議員総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令(総務・外務二)

○臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

(文部科学・厚生労働四)

〔告 示〕

○在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を定める件(総務三四五)

○在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件(同三四六)

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件(外務三一九)

○文化財を登録有形文化財に登録する件(文部科学一七五)

○登録有形文化財の登録を抹消する件(同一七六、一七七)

○登録有形文化財の名称を変更する件(同一七八)

一 三 四 七 八 二 七 六

〔公 告〕

諸事項

裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険
管理・郵便局ネットワーク支援機構
令和二年度財務諸表、独立行政法人
都市再生機構関係

地方公共団体
行旅死亡人関係

会社その他
会社決算公告

省

令

○総務省令第三号
○外務省令第三号
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第四百四十二条第五項の規定に基づき、第四十九回衆議院議員総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令を次のように定める。

令和三年十月十四日

総務大臣 金子 恭之
外務大臣 茂木 敏充

第四十九回衆議院議員総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令(昭和二十五年法律第百号)第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別 表

在外公館等投票記載場所	投票をしなければならない時間	投票をしなければならない時間
在コルカタ日本国総領事の管理する投票記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
在チェンナイ日本国総領事の管理する投票記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
在ベンガルール日本国総領事の管理する投票記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
在ムンバイ日本国総領事の管理する投票記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
在チェンマイ日本国総領事の管理する投票記載する場所	投票期日前十一日及びその翌日	午前九時から午後七時までの間
在中華人民共和国日本国大使の管理する投票記載する場所	投票期日前十一日から七日までの間	午前九時から午後七時までの間
在上海日本国総領事の管理する投票記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間
在重慶日本国総領事の管理する投票記載する場所	投票期日前十一日から九日までの間	午前九時から午後七時までの間
在香港日本国総領事の管理する投票記載する場所	投票期日前十一日から八日までの間	午前九時から午後七時までの間